

私としては、女性と年金の問題、第3号被保険者、遺族年金、離婚時の年金分割、これを通して整合性のとれた案の併記という形の方が本当は望ましいのではないかと考えているのですが、この部会での論議を忠実に意見書に反映させるならば、個別の項目ごとの複数論併記にならざるを得ない状態だと思うのですが、どこかで、「こうした観点に基づいたときに、それぞれの案を見ると」というような、いわばパッケージの併記というような形もした方が皆様の理解が得やすいのではないかと考えております。

特に男女の雇用機会や賃金の格差が最も影響を与えるのは、男女差が明文化されている遺族年金だと思うのですが、遺族年金につきましては、特に①、②、③との考え方の引用がございませんので、そのあたりに少し触れていただければと思います。26ページで、いわゆる2分の1、4分の3、例えば5分の3のくぐりですけれども、ここが一番下に、「この点は、これからの男女の雇用の在り方も展望しつつ、将来に向けた課題として検討していくことが適当である」ということで、いろいろ考えたけれども、今のままというふうにも見えます。これは先ほどの現状をどう認識するかということと非常に関連をしていると思いますので、すべての意見が忠実に書かれておりますので、こういう形にならざるを得ないかと思うのですが、そういう観点に基づいてこのことを考えていくということと、表現上連動させていただきたいと思います。

それから、27ページ〈若齢期の妻等に対する年金給付〉あるいは〈支給要件における男女差〉を見ますと、意見の一致を見たといいますか、具体的に変わる部分は、「子のいない若齢期の妻については、遺族厚生年金は有期給付とするなどの見直しを行い」ということで、この部分については全体の意見の一致を見たという形になっておりまして、その他については、現状を認識すれば、やっぱりなかなか難しいということになっているわけですが、ここだけはやるけれども、あとは様子を見ながら考えようという表現ではなくて、現状認識をどうとるかによって、こういう意見もある、こういう意見もあるといった形にさせていただいたと思います。

いわば現状認識と将来展望、あるいは今の制度がこうした格差をさらに生み出すものだという意見もあったわけですが、どの立場に立っても共通的に賛同を得たのが離婚時の年金分割ということだったと思うのですが、そういう意味で全体を通した慎重案と将来を展望した、例えば個人単位化といったものに向けた案、さらにはなかなか現状がそこまでいっていないので、その暫定案というような形を、例えば意見の一致を見た離婚時における年金分割を突破口に、遺族年金の離別と死別との均衡性とか、あるいは第3号の夫婦の年金分割というものが横軸で見られるようなまとめ方を最後にできないものかと思っております。そこにさらに3号においては、多層的な組み合わせ案としての基礎年金の税方式化ですとか、報酬比例の一本化というものがついてくるのではと思っておりますけれども、やはり項目ごとの複数論併記で皆様に考えていただくというのがなかなか難しいのではないかとというのが私の意見でございます。

あと、文章上の表現で細かいところがございますけれども、22ページの「第3号被保険者制度」のところですが、「第3号被保険者制度は、女性の年金権の確立という観点から」という表現がございますけれども、第3号の大半は女性ですけれども、男性の方もいらっしゃるということを想定しますと、正確に言うとうと、「第2号被保険者に扶養される配偶者（主に女性）」という形になるのではないかとということと、それから、一番下の「夫名義」というものも「第2号被保険者名義（主に夫）」というように、これまでの意見書も話を複雑にしないために、夫、妻という言葉が使われていたと思うのですが、どこかでは必ず明記されていたと思いますので、その表現が必要ではないかと思っております。それから、「生き方、働き方の選択に

中立的な個人単位とされた」という表現があるのですが、「中立的」という言い方は大変難しいと思います。第3号被保険者制度自体は、基礎年金について、いわば自分自身での負担がなく給付を受けるという意味合いで、就労を抑制するという意味で中立ではないという意見も多数あると思いますので、この「中立的な」という表現がここで適しているかどうかについては再考をいただければと思います。

以上でございます。

○ 宮島部会長

私も読んでいて、25ページの3番目の「○」などは、第3号被保険者制度だけに限らない、もう少し全体的なメッセージだと思いましたが、こういうことも含めて入れる場所を「第3号被保険者」という限定された場所に持ってこないで、「ライフコース」のところに持っていくというような形で、将来の方向性というような形での示し方もあるのではないかと思います。やや理念的な発想ですが、年金分割、第3号、遺族年金に、共通する将来の方向性は入れるのではないかと考えています。

それから、この「女性と年金」のところは、以前、検討会がございましたので、そちらを尊重して名称は使っておりますけれども、今の御指摘などもありましたように、少し厳密に、対象はどの人かというようなことは中で少し触れておく必要が出てくるだろうと思っております。

あと、少し理念的に、将来こういう在り方を目指して考えていくということと、当面の状況の中でどういう案が考えられるかということとを少しはつきりとわかるような形は整理しておくことも改めて少し考えたいと思います。

若杉委員どうぞ、その後、山口委員お願いいたします。

○ 若杉委員

全体的なことに関しての意見なのですが、全体として公的年金の内容が多いわけですが、年金制度というのは、当然のことながら企業年金も個人年金も含めて、そういう全体で年金制度というわけですから、もう少し「はじめに」のところとか「基本的な考え方」のところでも、個人年金についても少し言及する必要があるのではないかと思います。この部会自体がほとんど個人年金については議論が行われなくて終わってしまうということなので、ある意味では仕方ないのですが、やはり少し書いておかなければいけないのではないかと思います。

それから、いろいろなところで「負担を過重なものとしないう」という表現が出てくるわけですが、私にとっては非常にわかりにくい言葉です。直感的にはわかりますけれども、「過重」というのは何か標準とか基準があって、それよりも大きいとか重いとかということを使うわけですが、今の場合、例えば一定の給付を確保しようと思ったらそれなりの負担はしなければいけないわけですから、それが過重かどうか判断できないわけです。むしろ給付を多く期待しすぎているので負担が大きく見えるということはあると思います。そういう意味で、今ここで一貫して流れているのは、給付水準が高いから、それを引き下げようということがあるわけですが、給付を引き下げるということを直接言わない代わりに、負担が過重だという言い方で論理を逃がっているのではないかと思います。そういう意味で、国民の観点に立った見方よりも、厚生労働省とか政府の観点から議論をマイルドにするための表現のように思えます。

ちなみに社会保障審議会の意見書では「過重」というような言葉はまず使っていなかったと思います。ですから別に「過重」と言わなくても、「現在の所得から見ると高い」とか、あるいは「公的年金の給付、これ

だけのものを確保しようとするれば保険料が高くなる」とか、別の言い方があると思いますので、「過重」とか「過大」というようなことはできるだけ使わない方がいいのではないかとというのが私の意見です。

それから、3番目としまして、前にも部会で発言したのですが、「支え手」というのは、私にはどうしても理解のできない言葉です。今日の説明でも、「社会の支え手」というような表現を強調されていたわけですが、普通「社会の支え手」という言葉はないと思います。意味が非常にあいまいだと思います。例えば、家計の支え手とか一家の支え手という言葉はあるわけですが、そういうときにはお金を出す人を意味します。実際「支え手を増やす方策等」のところに、「年金制度についても、女性や高齢者等の支え手を増やすことによって、支え手自身の年金保障の充実を図り」とあるわけで、これは明らかに「支え手」というのは「負担」を意味しており「年金保障」は給付のことを言っているわけですから、ここでは、やはり「支え手」と言っているのは、基本的には保険料出す人という意味で言っていると思うのですね。

そういう意味で、ここでの国民にとっては、自分が支え手になるかどうかというのは、はっきり言えばどうでもいいことでして、当然保険料は出すのですけれども、それに見合った給付をもらうことが大事なわけですが、ここで支え手を増やすというのはやはりお金を出す人を増やしてほしいという、そういう発想が基本的にはあると思います。それでは国民の理解を得られないと思います。ですから、この間、ずっと支え手を増やすということで、政府の中でも、またこの部会の中でも、そういう言葉が使われてきたことは承知しておりますけれども、ここでわざわざ使わなくてもいいのではないのでしょうか。別の表現の仕方があるのではないかと思うわけです。これも多分に厚生労働省というか、政府の方の見方だと思うのですね。政府からすれば、支え手に見えるかもしれませんが、個人個人の加入者にしてみれば、別に自分が支え手だと認識しているわけではないと思います。そういうことで、表現として「過重」とか「過大」ということと「支え手」について、ぜひ別の表現を探していただきたい。内容自体は別に問題ないと思うのですけれども、言葉があまり国民に受け入れられるような言葉ではないのではないかとというのが私の意見です。以上です。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。少し基本的な問題にも関わる点であると思いますけれども、1つは、個人年金の話というのは、確かにこれはここでの審議の直接の対象にならなかったという面もございまして、公的年金の役割と同時に、企業年金ですとか個人年金、恐らく一般の貯蓄や就業も含めてどういう形で高齢期の所得保障を備えるかという話はそういう点で入れ込むことになるのだらうと思います。

それから、負担の重過ぎるとか重過ぎないという話は、これは1つ、世代間の扶助型の基本的な社会保障制度を考えておりますので、給付と負担がいわば拠出と給付のような形で完全にリンクしてないという世代間のずれが一緒に出てくるということがあるものですから、そういう意味で、こういう世代の負担限界ですとか、そういう話が出てくるわけです。その辺は誤解がないように少しきちんと書いておく必要が恐らくあるのだらうと思います。

支え手の話につきましても、議論の中で、ここの議論の中でもそうでしたけれども、私も少し注意していたのは、当面の財源確保というような発想で書くと非常にまずいので、皆さんから御意見いただいておりますように、いろんな働き方があって、男女の賃金格差が将来縮小していくという中で、長期的に受給者になったにしてもきちんと社会保障されていく、いわば就業というイメージで考えておりますので、そのところも言葉の上では少しはっきりわかるような形で書きたいとは思っております。それでは、山口委員、その

後、杉山委員お願いいたします。

○ 山口委員

先ほど井手委員からも御意見がございましたけれど、「女性と年金」のところ、特に第3号被保険者のところが、井手委員の御意見を反映して3つの観点で整理されたということについては、大変御努力いただいて見やすくなったのですが、これは井手委員もおっしゃっていたように、第3号被保険者の部分だけではなくて、過去から女性と年金に関わる部分として議論してきた中にこの3つの視点を反映させるべきであるという視点での意見を申し上げたいと思います。

また、ややもすると、女性と年金の問題ですと、今回の意見の中では「ライフコース」というような新たな言葉で表現されているのですが、第3号被保険者という在り方が、固定的で、第3号被保険者という大きな固まりと、第2号や第1号である女性と対立構造的に見ているような視点がいろいろなところであるわけですね。保険料を払ってないのに給付を受けてとか、そういう対立構造的な見方が女性と年金の議論を大変難しくしているのではないかとというようなことを感じるわけです。

今までこの部会の中でも御意見がありましたけれど、第3号被保険者というのは固定的なものではなくて、ある女性のライフコースである一時期であったりとか、何度も1号であったり、2号であったり、また3号になって、また2号になってというような転換がライフコースの中で起こるのではないのでしょうか。そういう一過点として第3号被保険者という存在を見ていくと、もっといろいろな見方ができるのではないかと思います。これは何も女性だけではなくて、男性においても、社会情勢、経済情勢考えますと、必ずしも従来のようにずっと第2号で、それも同じ事業所でというようなことではなく、失業して1号になる等、いろいろな転換があるということで考えますと、この「ライフコース」という新たな言葉を入れて、男女とも働き方が変化していくのだという認識で整理をしていけば、もう少し、今まで大変難しいと言われていた女性と年金の問題がわかりやすくなるのではないかと。

先ほども井手委員がおっしゃっていたように、遺族年金であるとか、離婚時の分割等全ての論点を整理して、25ページの一番下にあるように、「将来を展望した見直しに向けて」というような観点に立てば、ここで表現されているような、「何らかの方向性」というような漠然とした表現ではなくて、男女も含めてのライフコースが多様化しているということを考えると、被保険者区分の転換がスムーズにいくとか、不利益がないということを目指し、働きたい人はその希望の通りに働くことで自らの将来設計をするのだというような、もう少し具体的な表現にさせていただくと、全体のまとまりができるのではないかと思います。この部分は、「第3号被保険者制度については」ということではなくて、もっと広い視点での将来展望を書き込むべきではないかという意見でございます。

以上です。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。杉山委員。

○ 杉山委員

最初のところから、順にページを追ってお話ししたいと思います。まず4ページですが、「特に若い世代から年金制度への不安感、不信感が向けられているのも事実である。誤解や説明の不足から来るものについては」と書いてあるのですが、若者の不安感、不信感は誤解や説明の不足だけでは恐らくないのではないかと

と思いますので、その文章に入る前に、「彼らはなぜ不安感、不信感を持つのか、その背景について丁寧に分析、対応する必要もあろう。そして、誤解や説明の不足から来るものについては」というふうに一文加えていただければと思います。

それと関連するのですけれども、8ページ、「世代別の給付と負担の比率の違いについて」ということで詳しく御説明いただいているわけですが、老齢厚生年金の額について、「男子の平均で約20万円程度である」と書かれているわけですが、従来議論にもあったように、高齢者の世代内でも格差が相当に広がっている部分があって、特にひとり暮らしの女性の世帯であれば、平均を下回るような方もおいでになるであろうし、年金は要らないぐらいお金持ちの方も御高齢の方においでになるのではないかと思います。そのあたりもちょっと少し踏み込んで書いていただければと思っております。

次に9ページの「世代間の公平を論じるのであれば、扶養負担のみならず、教育や相続や」云々とずっとありますが、先行世代から、世界的に見ても高い経済水準をはじめとする多くのものを引き継いでいることは重々承知をしております。私、何回読んでも、少し唸ってしまう部分です。確かに豊かさは引き継ぎましたが、負の部分も引き継いでいるというところも一方ではあるし、引き継ぐと同時に維持もしなければいけないし、減ってきた子どもたちを私たちがやはり扶養し、教育し、相続していくという部分も若い世代はやるわけですので、一方的に受けているわけではないという気持ちがあります。また、高度経済成長はもう来ないとか、年功序列賃金はもうなくなるとか、どんどん若い人が減っていくということは、それだけ若い人の声が届きにくくなるという側面もあると思います。若い世代には、負担は担いましょうと思っている人は多いと思います。と言うより、お給料からそのまま引き出されてしまうのです。若い人が心配しているのは、果たして自分たちが高齢者になったときに、今の御高齢の方のような、本当に生活の支柱に成り得る年金が受け取れるのかという部分の不安であるのだらうと思うわけです。そのあたりを、もうちょっと御配慮いただいた書きぶりにしていただけるとうれしいです。

また、少子高齢化と言われていて、それがどういうことを意味するのかという部分の記述が何となく少ないような気がします。例えば2ページには、「少子高齢化は一層進行することが予想され、現在の制度のままでは将来の世代の負担が過重なものとなるおそれがある」という表現になっていますが、具体的な数字を入れてみるとか、先ほど御指摘あったように「過重」というのはどういうことなのかという部分などをもう少し入れていただいて、今が本当にまずい状態なのか、負担はわずかで済む程度なのかがわかるように書いていただけたらと思っております。

それから、「女性と年金」のところですが、「女性の貢献が実る年金制度」というようなことを女性の委員の方々や私も思っていて、加えていただいて本当にありがたいと思っております。例えば24ページの〈年金分割案〉のところなのですが、現状では何も変わらないではないかと言いながら、なぜ、年金分割案かといったときには、貢献が見えるという部分が焦点になると思います。そこで、年金分割案の「現段階における一つの現実的な案である」という意見があった」というところの前に、「女性の貢献が目に見える形になり、現段階における一つの現実的な案である」という意見があった」というようにちょっと書き加えていただけたらと思います。

あと、2号・2号についてもいくつか話が出ていたかと思うので、どこかに「2号・2号においても年金分割を取り入れていくことの検討は後述の遺族年金、離婚時の年金分割との整合性を見る上で意味があると

の意見があった」というような書きぶりを加えていただけたらと思っております。

それから、27ページですが、先ほど来現状認識をどのようにするかということで、少し書きぶりを変えてみましょうという案に私も賛成なのですけれども、特に遺族年金の若齢期の妻に対しての給付に関しては、ここに「男女で雇用条件等に格差がある現状」と書かれているのですが、特に若い世代ほどその格差はなくなっているし、流動化しているし、男女というような区切りでは判断できなくなっている部分が多いと思います。私も周囲を見ますと、妻の方が給料が高いという例も多々ありますし、夫が専業主夫をしているとか、家事は夫がやるとか、本当に従来の男女の役割分担はもうほとんど見られません。そういうこともありますので、この〈支給要件における男女差〉のところで「男女差はやむを得ないものと考えられるが」と言ってしまうので、「男女差はやむを得ないものとの意見もあったが、雇用の動向は若齢期で早くあらわれる傾向があるので、それを踏まえつつ将来の雇用、早急に在り方を検討していくべきである」というような、もう少し若い人の現状に沿った見直しを御検討いただければと思います。

あと、33ページ、「制度の理解を深めるための仕組み」のところですが、今までは、自治体の役所の窓口の手続であったものが社会保険事務所に移行したという経緯があったかと思うのですが、そういう意味では、社会保険事務所というところがより国民の皆さんにとって身近なものになってきていると私などは思っております。うちのような小さな会社ですと、社会保険労務士さんに行ってもらおうというよりも、本当に社長自ら社会保険事務所に出向くことも多くて、そういうときに疑問に思うことがよくございます。それはちょっとした窓口対応であったりとか、スピードであったりという部分なのですが、本当にポイント制とかインターネットでの対応というのはもちろん大事なのですが、その前により国民に身近な存在になる社会保険事務所というのを目指していただきたいと思っております。それは体質の見直しであったり、業務運営の見直しと御検討いただければと思っております。

以上です。

○ 宮島部会長

出生率の低下とか現状が、これからどういう社会的なインパクトを及ぼすのかということは割と知られていると思うのですが、必要であれば、年金制度だけではありませんけれども、制度でどういう問題が起こってくるかということについて、今のお話のように必要があれば、少しきちんと書く必要があるかなという気がいたしました。いかがでしょうか、堀委員どうぞ。

○ 堀委員

何点かあるのですが、1点目は、9ページの、世代間の損得論を言うのは問題があるというパラグラフです。一点抜けていると思うのは、賦課方式の下で高齢化が進めば必ず世代間で不公平が生ずることについての記述です。そういった趣旨、すなわち世代間扶養の仕組みの年金制度において高齢化が進めば世代間の給付、負担の比率は必ず異なってくることに注意する必要があるというような趣旨、を入れてほしい。

2点目は、10ページに、厚生年金の保険料の上限について、20%という意見、15%という意見、現行制度を上回らないといった意見があるという記述ですが、これだけでは国民に間違ったメッセージを与えるのではないのでしょうか。例えば基礎年金を税方式化すれば15%でいいのだというメッセージを与えるおそれがあります。税方式化しても国民負担の総額は変わらないとの意見、保険料率を現行水準に固定した場合は給付水準を大幅に引き下げる必要があるとの意見があった、という記述を付け加えていただきたい。